

令和2年5月12日

各指定障がい児入所施設 管理者様  
各指定障がい児通所支援事業所 管理者様  
各指定障がい児相談支援事業所 管理者様

大阪市福祉局障がい者施策部  
障がい支援課長  
運営指導課長

緊急事態宣言が延長されたことに伴う放課後等デイサービス事業所の対応について

平素は、本市福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症防止のための学校臨時休業を受けた対応につきましては、令和2年2月29日以降、適正な支援にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和2年5月4日、政府の新型インフルエンザ等対策本部において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」の期間が令和2年5月31日（日曜日）まで延長され、大阪市立の学校園についても、同日まで臨時休業期間を延長することとなりました。

これまでも、令和2年4月6日付けで「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての障がい児通所支援事業所の対応について」（以下、「臨時休業に関連しての対応通知」という。）をご連絡し、加えて同年4月15日付けで、「新型コロナウイルス感染症の予防及び感染拡大防止のための通所又は短期間の入所利用者に対する利用自粛の呼びかけについて」（以下、「利用自粛依頼」という。）を依頼させていただいているところです。

このたびの学校臨時休業延長を受け、改めて、「臨時休業に関連しての対応通知」の適用を延長するとともに、放課後等デイサービス事業所におかれましては、令和2年3月の特別支援学校等における一斉臨時休業の要請以降、長時間の開所等への対応により、非常に厳しい状況になっていることから、改めて、添付資料のとおり、厚生労働省から通知が発出されておりますので、ご確認のうえご対応くださいますよう、よろしく申し上げます。

加えて、引き続き「利用自粛依頼」についてもご協力くださいますようお願いいたします。

## 記

### 1 適用期間について

本通知は本日から新型コロナウイルス感染症対策のための学校等の臨時休業期間中の適用とします。

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言に係る対応については、日々状況が変化しているため、変更が生じる場合がありますので、最新の情報でご確認くださいよう、お願いします。

## 2 臨時休業中の支援等について

各自治体の教育委員会が定めた新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業期間中は、引き続き「臨時休業に関連しての対応通知」を適用します。

大阪市立以外の幼稚園・小学校・中学校、大阪府立以外の臨時休業期間は各市町村の教育委員会等にお問い合わせください。

また、「利用自粛依頼」についても、引き続きご協力くださいますようお願いいたします。

なお、令和2年5月7日以降も緊急事態宣言が継続され、当初想定されていた期間を超える通所自粛や臨時休業が行われることにより、保護者においてこれまでと同様の対応ができなくなり、支援が必要となる事例も考えられることから、各事業所におかれましては、すべての保護者に対し、支援の必要性を再度確認し、適切に支援が提供されるよう、ご対応をお願いします。

## 3 通所による療育支援以外の方法による支援の留意点について

放課後等デイサービス及び児童発達支援につきましては、児童の居宅訪問等において、個別支援計画の内容を踏まえ、健康管理や相談支援等のできる限りのサービスを提供した場合、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とします。

(具体的な居宅訪問や電話等による支援内容の例)

- ・ 自宅で問題が生じていないかどうかの確認
- ・ 児童の健康管理
- ・ 普段の通所では出来ない、保護者や児童との個別やりとりの実施
- ・ 今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート

なお、この場合も通常の利用者負担が発生することについて保護者に説明し、了解を得ていただくとともに、単なる欠席連絡(その後の支援については不要と保護者の意向がある場合)については、サービス提供とはみなされないことにご注意ください。

(電話等代替支援の方法)

コミュニケーションの方法としてメール等を活用することについては、メール等では、保護者や本人の声や表情から思いを汲み取りながら、必要な助言などを行うことが困難あり、基本的には、支援は居宅への訪問や電話等で行うことが望ましいと考えます。

一方で、例えば、日中児童を祖父母に預かってもらい保護者が出勤している場合など、保護者の事情により電話対応が困難でメール等による連絡を望む場合には、メール等による支援も報酬の対象として認めることとします。その場合であっても、電話等による支援と同様に、保護者の理解を得つつ、個々の状況に応じた支援を実施してください。

なお、支援はあくまで個々の状況に応じて行うものであることから、次のような支援は報酬の対象としては認めません。

- ・ 同一の内容をメール等で利用者へ送信する。(同一の内容を送信した場合であったとしても、それに対する保護者からの返事に個別に対応した場合は報酬の対象と認める。)
- ・ 個別にメール等を送った後、保護者等から応答がなく、状況の把握を行わないままにしている。

#### 4 支給量について

令和2年5月7日以降も引き続き新型コロナウイルス感染症対策のため臨時休業となることを受け、受給者証の支給決定日以上の日数の利用が必要となった場合は、「新型コロナウイルス感染症対策のための学校臨時休業による臨時的な支給量の届出」の提出をもって、令和2年5月中の支給量を特例的に「31日」とします。（3月分・4月分とは別に提出必要）

つきましては、保護者等と相談の上、令和2年5月29日（金曜日）までに、該当児童の支給決定を行っている区保健福祉センターに「新型コロナウイルス感染症対策のための学校臨時休業による臨時的な支給量の届出」提出いただきますようお願いいたします。複数の事業所をご利用の場合は、事業所間で利用日等を調整し、連携していただきますようお願いいたします。期日を過ぎて提出された場合の支給量の変更は認められませんので、ご注意ください。

また、今回の新型コロナウイルス感染症対策のための学校臨時休業を受け、一時的に利用契約内容が変更となった場合も、契約内容（通所受給者証記載事項）報告書を該当児童の支給決定を行っている区保健福祉センターに提出していただきますようお願いいたします。なお、「新型コロナウイルス感染症対策のための学校臨時休業による臨時的な支給量の届出」をもって支給量を増やし国保連請求を行った場合、「警告」となりますが、個別審査により対応いたしますので、ご了承ください。

#### 5 単価について

臨時休業期間中に放課後等デイサービスの支援を提供した場合は、「休日単価」で算定してください。

登校日についても出欠を問うものでない場合は、休日単価で算定してください。出欠を問うものか不明な場合は、該当児童の保護者や児童が在籍する学校等に確認していただきますようお願いいたします。

#### 6 延長支援加算について

延長支援加算については、本来、報酬算定にあたって事前の届出が必要ですが、学校臨時休業中の取扱いとして、事後の届出も可能とします。ただし、8時間以上の営業時間において支援を行う等のその他の要件については、特例的な取扱いはありません。

なお、事業所を縮小し、一部の児童は通所により8時間以上の営業時間で支援を行い、一部の児童は営業時間外に電話等による代替的な支援をすることも考えられます。このような場合は要件を満たすものとして算定可能です。ただし、通所による8時間以上の営業時間における支援をしておらず、電話等による代替的な支援のみを行っている場合は算定できません。

#### 7 障がい児相談支援のサービス提供時モニタリング加算について

この加算は、障がい児通所支援の提供現場を訪問することにより、障がい児通所支援の提供状況等を確認した場合に算定できることとしていますが、新型コロナウイルス感染症への対応のため、今般、新たに、放課後等デイサービスの事業所の提供状況等の確認にあたっては、電話・メール等の方法で行った場合も算定を可能とします。

## 8 添付資料

- ・新型コロナウイルス感染症対策のための学校臨時休業による臨時的な支給量の届出
- ・【厚生労働省事務連絡】緊急事態宣言が継続された場合の放課後等デイサービス事業所の対応について（令和2年5月1日付け事務連絡）
- ・【文部科学事務次官通知】新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）（令和2年5月1日付け通知）
- ・【厚生労働省事務連絡】放課後等デイサービスQ&A（2020年4月28日版）
- ・【厚生労働省事務連絡】緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について（令和2年4月7日付け事務連絡）
- ・【大阪市教育委員会外】令和2年5月11日からの臨時休業期間の延長について（お知らせ）
- ・【大阪府教育振興室長】府立学校における臨時休業等の措置について（通知）（令和2年5月7日付け通知）

## 9 新型コロナウイルス関連情報掲載ホームページ

○大阪市ホームページ

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000490878.html>

○新型コロナウイルス感染症への対応等についてホームページ（大阪市福祉局障がい者施策部）

※事務連絡（新型コロナウイルス感染症対策のための学校一斉臨時休業を受けた対応及び依頼について）掲載

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000496898.html>

○厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

○大阪府ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona.html>

### 【問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい支援課 Tel：06-6208-7986 Fax：06-6202-6962

運営指導課 Tel：06-6241-6520 Fax：06-6241-6608